川崎市電気自動車用充電器利用要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、市が設置する電気自動車用充電器（以下「充電器」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）電気自動車　電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。

（２）課金システム　国内の充電器の利用料金を徴収する事業者が運営するシステムで、当該システムに充電器を利用する者（以下「利用者」という。）が必要事項を登録後インターネット網により課金されるシステムをいう。

（３）会員カード　課金システムを運営する事業者が充電器の利用を承認した会員に対して発行する充電用カードをいう。

（４）充電アプリ　課金システムを運営する事業者が充電器の利用を承認した会員に対して発行する充電用アプリをいう。

（管理者）

第３条　充電器の管理は、川崎市環境局環境対策部地域環境共創課（以下「管理者」という。）において行う。

（利用時間）

第４条　充電器の利用可能時間は、各施設の駐車場の利用可能時間に準ずるものとする。

２　充電器の１回当たりの最大利用時間は、別表１に定めるとおりとする。

（利用料金）

第５条　利用者は、利用時間に応じた充電器の利用料金について、課金システムを利用して納付しなければならない。

２　充電器の利用料金は別表２に定めるとおりとする。ただし、利用者が会員カード及び充電アプリにより電気自動車に充電を行う場合は、会員カード及び充電アプリを発行した事業者が定める利用料金の額とする。

（対象車両）
第６条　この要綱に定める充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とする。

（利用上の遵守事項）
第７条　利用者は、充電器を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）電気自動車を充電する目的以外で利用しないこと。
（２）充電器を損傷するおそれがある行為をしないこと。
（３）他の車両、歩行者等の通行を妨げないようにすること。
（４）電気自動車の充電が完了したときは、速やかに当該電気自動車を充電スペースから移動すること。

（利用停止等）
第８条　管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、充電器の利用を中止し、又は制限することができる。
（１）利用者が前条の規定を遵守しないとき。
（２）前項に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

（損害賠償等）
第９条　利用者は、その責めに帰すべき理由により充電器及び充電スペースを損傷し、汚損したときは、これを原状に復旧し、その損害を賠償しなければならない。

（免責）
第１０条　充電器の使用中及び充電スペースで生じた損害については、管理者は責任を負わないものとする。ただし、その損害が管理者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則
（施行期日等）
この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

	最大利用時間
急速充電器	３０分／１回

別表２（第５条関係）

	利用料金
急速充電器	３０円／１分

※１分に満たない利用時間（秒）分の利用料金については切り捨てるものとし、利用料金には計上しない。

（例）５分 ＝ １５０円
６分 ＝ １８０円
５分５９秒 ＝ １５０円